

秋田市と秋田公共職業安定所の一体的実施の事業計画

1 提案概要

秋田市庁舎内に国の職業紹介機能を有する秋田公共職業安定所の就労支援を行う常設相談窓口を設置し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者および自立相談支援事業の支援対象となる生活困窮者（以下「生活保護受給者等」という。）を対象に、秋田公共職業安定所と秋田市福祉事務所の就労支援員、ケースワーカー、母子・父子自立支援員等が連携し、一体となったきめ細かな就労支援を実施することにより、生活保護受給者等の就労による自立促進を図る。

2 提案理由

現在、本市と秋田公共職業安定所は、生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定を締結し、巡回相談の実施など生活保護受給者等に対する就労支援を行っている。就職者数は年々増加してきているが、依然として生活保護受給者数は高止まりで推移し、稼働能力を有する世帯に対する就労支援を一層充実させたいと考えている。

※就職者数：H25年度 143人、H26年度 167人、H27年度 170人

※生活保護世帯数：H26年3月4,151世帯、H27年3月4,215世帯
H28年3月4,241世帯

このため、生活困窮に至った早期の段階から、本市が行う就労支援等事業と秋田公共職業安定所が行う職業相談・職業紹介等を一体的に実施できる環境（ワンストップ型の就労支援体制）を整備して、効果的な就労支援の実施が必要である。

3 実施場所

秋田市福祉事務所内（秋田市山王一丁目1-1）

4 業務内容

本市と秋田労働局が一体的就労支援の実施に関する協定を締結したうえで、本市、秋田労働局および秋田公共職業安定所で構成する運営協議会を設置し、毎年度の事業計画を定めて実施する。

(1) 本市が行う業務

- ア 自立支援プログラム等の実施
- イ 支援対象者選定と常設相談窓口への誘導
- ウ 支援対象者の就職意欲の喚起

(2) 国が行う業務（秋田公共職業安定所常設相談窓口）

- ア 求人情報の提供
- イ 職業相談、及び職業紹介

ウ 職業訓練等各種支援制度の活用

エ 電話・手紙・企業訪問等による就労後の定着指導等のフォローアップ

(3) 連携して行う業務

ア チーム支援

イ 就労後の状況把握と情報共有

5 体制

(1) 本市

ア 就労支援員 5名

イ その他(査察指導員、ケースワーカー、母子・父子自立支援員)

(2) 国(秋田公共職業安定所常設相談窓口)

ア 就職支援ナビゲーター 1名

イ ハローワークシステム

・職員用端末1台

・求人情報提供端末1台

※ 設置時期は協議中のため、当面はモバイル端末により対応

6 実績見込

・利用者(支援対象者目安数) 年間110人

・就職者数 年間66人

7 実施時期

平成28年10月予定